平成２５年（フ）第２９号
三重県松阪市五月町1502番地２
債務者　荘司　邦雄
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第４４号
宮崎県小林市真方1461番地２
債務者　水久保雄二
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１４２号
北海道名寄市字共和392番地
債務者　ファームいしかわこと　石川　康範
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８５７号
愛知県春日井市旭町３丁目２番地４
債務者　小木曽　昇
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　弘典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９２号
長崎県長崎市琴海村松町583番地１、旧住所長崎県長崎市若竹町47番10号
債務者　浦川　正義
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　未来
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
長野県諏訪郡下諏訪町4871番地７　コーポジュネス202号
債務者　松本　明成
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１６８号
岐阜県郡上市美並町上田815番地１
債務者　上野ガラス販売ことお茶の梅野家こと　上野　郷司
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３７号
佐賀県唐津市和多田先石13番66号　コーポミヨシ102号
債務者　長迫　伸一
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　雄輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１９号
山形県鶴岡市大塚町９番14号
債務者　西谷　邦雄
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第４８号
群馬県太田市新田市町66番地
債務者　小幡さち子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２２６号
神奈川県秦野市戸川97番地の６　サンライズ関野203号、前住所神奈川県秦野市南矢名５丁目18番37―312号
債務者　髙橋　敦彦
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２４６号
神奈川県伊勢原市下落合605番地の５　プリメーラ伊勢原202号、前住所神奈川県海老名市浜田町22番16号
債務者　鍋島　　諭
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２５０号
神奈川県愛甲郡愛川町中津98―１　ハイツサクラ201号、住民票上の住所神奈川県相模原市南区新戸1939番地20　フロントコート相武台下101
債務者　冨田　秀幸
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第７号
静岡県掛川市本郷1456番地の１
債務者　山本　昭三
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
静岡県掛川市中936番地の１　ラベンダーハウスＡ101号室
債務者　小間　靖之
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
静岡県菊川市加茂5284番地　螢Ａ―202
債務者　中島　裕康
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係